(仮称) 稲子峠ウィンドファーム 環境影響評価方法書についての 意見の概要と事業者の見解

令和3年2月

株式会社 GF

目 次

第1	章	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1	璟	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
	(1)	公告の日	1
	(2)	公告の方法	1
	(3)	縦覧場所	2
	(4)	縦覧期間	2
	(5)	縦覧者数	2
2	璟	環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
	(1)	公告の日及び公告方法	3
	(2)	開催日時、開催場所及び来場者数	3
3	璟	環境影響評価方法書についての意見の把握	4
	(1)	意見書の提出期間	4
	(2)	意見書の提出方法	4
	(3)	意見書の提出状況	4
第2	章	環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解.	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、 環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及 びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和2年12月2日(水)

(2)公告の方法

① 日刊新聞紙による公告(別紙1参照)

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・令和2年12月2日(水)付福島民友新聞、福島民報、河北新報の全県版※令和2年12月12日(土)、12月13日(日)及び12月20日(日)に開催する説明会についての公告を含む。

② インターネットによるによるお知らせ

・株式会社GF ホームページ (別紙2参照) https://gfcorp.jp/inegowf_assessment-2/

また、以下のウェブサイトに情報が掲載された。

- ・宮城県のウェブサイト (別紙3参照)
- ・福島県のウェブサイト (別紙4参照)

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 7 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を 行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- · 宮城県庁環境生活部環境対策課 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1
- ·福島県庁生活環境部環境共生課福島県福島市杉妻町 2-16
- ・七ヶ宿町役場町民ホール 宮城県刈田郡七ヶ宿町関 126
- ·福島市役所環境部環境課 福島県福島市五老内町 3-1
- ・福島市役所環境部環境課放射線モニタリングセンター 福島県福島市桜木町 8-13
- ·福島市役所飯坂支所 福島県福島市飯坂町銀杏 6-11
- ·福島市役所茂庭出張所 福島県福島市飯坂町茂庭宮沢口 9-1

② インターネットの利用による縦覧

・株式会社GF ホームページ (別紙2参照) https://gfcorp.jp/inegowf_assessment-2/

(4) 縦覧期間

縦覧期間:令和2年12月2日(水)から令和3年1月7日(木)まで (土・日・祝日を除く開庁時)

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態と した。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は2名であった。

(内訳)	宮城県庁環境生活部環境対策課	0名
	福島県庁生活環境部環境共生課	1名
	七ヶ宿町役場町民ホール	1名
	福島市役所環境部環境課	0名
	福島市役所環境部環境課放射線モニタリングセンター	0名
	福島市役所飯坂支所	0名
	福島市役所茂庭出張所	0名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を 開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。 また、上記の補足として、折り込みチラシにより、住民説明会についてのお知らせを行った。 (別紙1、5~7 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

・開催日時: 令和2年12月12日(土)13時30分から

・開催場所:湯原コミュニティセンター (宮城県刈田郡七ヶ宿町字湯原七十八)

· 来場者数:6名

・開催日時:令和2年12月13日(日)13時30分から

・開催場所: 峠田公民館 (宮城県刈田郡七ヶ宿町字峠田滝の下十の一)

· 来場者数:7名

・開催日時:令和2年12月20日(日)10時30分から

· 開催場所: 茂庭多目的集会所

(福島県福島市飯坂町茂庭字宮沢口九の一(茂庭出張所二階))

· 来場者数:5名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1)意見書の提出期間

令和2年12月2日(水)から令和3年1月22日(金)まで (郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函 (別紙8参照)
- ②株式会社GFへの書面の郵送

(3)意見書の提出状況

合計 4名の方から、4通の意見書が提出された。 なお、意見の総数は12件であり、その内訳は以下のとおりである。

提出者 (名)	意見書数 (通)	意見数 (件)
1	1	2
1	1	5
1	1	5
1	1	0
合計 4名	合計 4通	合計 12 件

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、表2-1のとおりである。

表 2-1(1) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(1)

	────────────────────────────────────					
No.	意見の概要	事業者の見解				
1.	本事業に対しては、地形的危険性と自然生態系保全	イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類については、今				
	の見地より配慮書段階にて事業の難易度を指摘し、	後の現地調査において対象事業実施区域及びその周				
	中止を含めた大幅な見直しを求めた所であります	囲における生息状況の把握に努めます。また、自然				
	が、本方法書での対象地域の絞り込みと風力発電機	度の高い植生についても現地調査において分布の範				
	設置候補地より、改めて事業の危険性を禁じ得ませ	囲について確認いたします。これらの調査結果、専				
	ん。とりわけ、イヌワシ、クマタカ等、希少猛禽類の	門家からの助言も踏まえ予測・評価を実施いたしま				
	生息区域に重なり、配慮書意見においても生息情報	す。そのうえで事業に対する影響を回避又は極力低				
	が寄せられていることは極めて重大であります。ま	減できるよう環境保全措置等を適切に検討いたしま				
	た、「植生自然度 9」以上を重要な自然環境のまとま	す。				
	りの場と位置付け「五郎山 (チシマザザ-ブナ群落)」					
	を事業対象から除外しておりますが、同植生は南部					
	にも及んでおり、加えて、周囲にはブナーミズナラ群					
	落(「植生自然度8」)が広く分布しています。ブナ林					
	は乾燥と強風による影響を受けやすく、道路の開設					
	等伐採によって林内に空間が発生した場合は樹勢の					
	劣化や枯死を招くこととなり、より広範囲な保全は					
	不可欠であり T06~T09・T12 の計 5 基は中止すべき					
	であります。さらに、北部の T15、T17、T18 の 3 基					
	についても、まとまりのある自然植生(クロモジーミ					
	ズナラ群落)区域であり、同様に中止を求めます。な					
	お、事業効率を考慮した場合、事業範囲をコンパク					
	ト化することは賢明ではないでしょうか。	ナンサーストニュー・フローが最級の言とは見上さ				
2.	次に設置する風力発電機の概要(仕様)について、 4200kw 級を選定しており、最大高は 208.5m となっ	方法書でお示ししている風力発電機の高さは最大を 示しており今後、景観保全の観点も考慮し、風力発				
	4200kw 板を選定しており、最大高は 200.5mm となっておりますが、同型機であっても 150m 未満も可能で	市機の機種及び高さを決定したします。				
	あり、景観保全の見地からも見直しが必要でありま	电機の機種及の向さを依定したします。				
	す。また、機器仕様を見直すことによって、風力発電	 風力発電機組立用作業ヤードの改変面積(約				
	機組立用作業ヤードの改変面積(約0.432ha)を減少	0.432ha) について、今後より詳細な設計を行い、改				
	させることが可能であり、保安林機能を保全する意	変面積を減少できるよう検討いたします。また、保				
	味においても不可欠であります。さらには、仕様・基	安林が持つ水源涵養機能への影響についても極力低				
	数の見直しは使用機材、機器の運搬、建設に要する	減するよう努めます。				
	大型車両や大型クレーン等の重機の通行量の減少に					
	も貢献し、騒音、排気ガスの発生や道路網の損傷を	 大型車両・重機の通行については、関係各所と協議				
	低減させます。特に大型車両・重機の通行による地	の上、地方道の損傷等の影響がないように配慮いた				
	方道への影響は環境影響評価の対象に含まれません	します。				
	が、地方道の規格上、重量車両の通行による損傷が	. •				
	懸念され、地方財政が逼迫する中において、修繕事					
	業が滞り、地元住民への影響が懸念されるところで					
	あります。本来であれば原因者たる事業者が負担す					
	べき課題であることを留意いただきたい。					
	終わりに、懸念や課題の多い本地域での事業推進に					
	は慎重であることを再度強く求めます。					

表 2-1(2) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解②

No.	意見の概要	事業者の見解
3.	この度、貴社が作成された「(仮称) 稲子峠ウィンド	調査期間につきましては、「猛禽類保護の進め方(改
J.	ファーム影響評価方法書」について、次のとおり意	訂版)」(環境省,平成24年)を参考に、2営巣期を
	見を提出します。	含む 1.5 年以上の調査計画しておりますが、クマタ
	現在、環境影響評価方法書(以下、方法書と言う)を	カにつきまして、計画地およびその周辺において繁
	縦覧している (仮称) 稲子峠ウィンドファームにつ	殖の可能性が示唆されかつ調査期間内に繁殖成功が
	いて、対象事業実施区域(以下、計画地と言う)に風	確認されなかった場合には、専門家からの意見も踏
	力発電施設(以下、風車と言う)を建設した場合、ク	まえ3営巣期目の調査の実施を検討いたします。ま
	マタカの生息地と重なることが予想され、衝突死(以	た、調査時の天候についても留意し調査の実施に努
	下、バードストライクと言う)が発生する危険性が	めます。
	高い。また、サシバやハチクマなど希少猛禽類の渡	
	り経路に対しても障壁影響等が発生することが懸念	
	される。	
	方法書には鳥類に対する調査方法等を記載している	
	が、希少猛禽類や渡り鳥等への影響を適切に評価し	
	得る調査データを取得するという観点から、下記の	
	ことを実施するよう求める。	
	①私たちの普段の観察により計画地およびその周辺	
	ではクマタカが生息していることを確認しており、	
	また、繁殖の可能性が高い。クマタカは場所によっ	
	ては3年に1回程度しか繁殖が成功しないことが知	
	られていることから、現地調査においては、2営巣期	
	内で繁殖成功が確認できなかった場合には、3 営巣	
	期に渡り調査をすべきである。国内ではクマタカで	
	バードストライクが起きた事例があることから、計	
	画地に風車を建設した場合、バードストライクが起	
	こる可能性が高いと考える。そのため、繁殖期にお	
	けるクマタカの飛翔行動等の調査は、方法書に記載	
	されている希少猛禽類調査よりも質、量とも十分な	
	ものを求める。また、強風時にはクマタカは飛翔行	
	動を行わないことが知られているので、調査は悪天	
	候時には実施すべきではない。	
4.	②方法書には鳥類調査における任意観察、希少猛禽	方法書以降の手続きにおいて各定点からの視野図を
	類、渡り鳥の調査地点(定点)が記載されている。た	お示しいたします。なお、今後の現地調査において
	だし、この定点では計画地およびその周辺は地形や	より適した定点が確認された場合には、適宜定点を
	樹木の繁茂により見通しが悪く、また、広大である	設定し、計画地内における飛翔行動の把握に努めま
	ため、調査に十分な視野、視界を確保することは困	す。定点の設置が困難な際には、踏査といった方法
	難であると考える。各定点から計画地をどのように	も活用し生息状況の把握に努めます。
	見渡せるかが分かる視野図を作成し、もし、見通し	
	が悪い定点があれば、その位置を適切な場所に変更	
	すべきである。また、希少猛禽類と渡り鳥の定点が	
	計画地内には少ない。前述のように計画地は見通し	
	が悪く、現状の定点の配置では、計画地内における	
	鳥類の飛翔行動などを十分に観察できないと考え	
	る。そのため、希少猛禽類と渡り鳥の定点を観察地	
	内にもっと増やすべきである。	
5.	③方法書には、希少猛禽類調査は各月1回3日間程	調査期間につきましては、「猛禽類保護の進め方(改
	度を基本とすると記載されているが、希少猛禽類の	訂版)」(環境省、平成 24 年)を参考に、2 営巣期を
	繁殖期においては造巣期から巣立ち期および巣外育	含む1.5年以上の調査を各月1回3日間で行います。
	雛期までの生態や行動を詳細に把握したうえで影響	確認状況を踏まえ、その他項目の調査時にも補足的
	を評価する必要があることから、各月1回3日間程	に確認を実施する等の生息状況の把握に努めます。
	度にこだわらず、繁殖ステージごとに適切な調査時	また、飛翔状況の参考とするため、レーザーレンジ
	期を選定し、できるだけ多くの日数で調査を実施す	ファインダーの使用も検討いたします。
	べきである。また、留鳥となっている希少猛禽類の	
	生息が認められれば、通年で詳しい生態や行動のデ	
	ータを取得できる調査計画に変更すべきである。希	
	少猛禽類の飛翔状況の把握にはレ-ザーレンジファ	
	インダーの使用を検討すべきである。	

6. ④方法書では、専門家等の意見としてミゾゴイの生息の可能性が指摘されている。また、当会会員の観察結果から、ヨタカが生息している可能性もある。これらのような日出や日没の前後などの薄明薄暮時や夜間に活動する鳥類の生態や行動を把握できるよう、適切な時間、時期、地域、頻度、IC レコーダーなどの機材を利用して調査を実施することを求め

ミゾゴイやヨタカ等の日出や日没の前後などの薄明 薄暮時や夜間に活動する鳥類の生態や行動を把握す るため、早朝や夜間においても調査を実施しこれら の種の確認に努めます。また、IC レコーダーなどの 機材を利用した調査についても検討いたします。

⑤秋の渡り鳥調査にあたっては、夏鳥と冬鳥で南下 7. 時期が異なるため、9~11月の各月複数回(上旬・中 旬・下旬)の調査回数では不十分である。夏鳥は早い もので7月下旬に渡りを開始し、冬鳥は12月でも渡 ってくるため、その程度の期間は渡り鳥の調査を実 施する必要がある。夏鳥であるサシバやハチクマな どの希少猛禽類および冬鳥の小鳥類やガン・カモ・ ハクチョウ類の渡りについては、現地の鳥類の状況 に詳しい者から情報を得るなどして、適切な時期に 適切な回数の調査を実施し、計画地およびその周辺 を通過する渡り鳥全般の飛翔状況を明らかにすべき である。なお、サシバおよびハチクマの移動時期は、 宮城県では9月上旬から始まり、約一ヶ月続くこと が観察、公表されている。しかし、ピークの時期は短 く、それはその年の気候に左右される。そのため、の ピークの時期を外さない調査方法での実施が必要と なる。また、計画地は広範囲であるため、その日の風 向きや日射量等により上昇気流の発生位置が峰の東 になるか西になるかが変わる。上昇気流の発生位置 や風力によって鳥類の飛翔コースや高度が変わるこ とも考慮して、適切な調査方法を取る必要がある。 なお、ハクチョウ類等の大型鳥類の渡りの状況を把 握するのに、レーザーレンジファインダーの使用を 検討すべきである。加えて、夜間に計画地およびそ の周辺の上空を移動、通過する小鳥類やガン・カモ・

ハクチョウ類も存在するため、レーダー等を用いて

渡り鳥調査を夜間にも実施すべきである。

秋の渡り調査について、9~11 月にかけて各月 3 回 (のべ 9 回) の調査を予定しております。これに加え、希少猛禽類の生息状況調査を各月 1 回実施する予定です(希少猛禽類調査時にも渡り鳥の飛翔状況を記録いたします)。サシバやハチクマなどの渡りの状況や小鳥類、ガンカモ類の渡りについても調査、記録し、その状況を把握いたします。

以上

表 2-1(3) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解③

No.	意見の概要	事業者の見解
8.	1. 七ヶ宿で暮らす者の苦労の一つが「有害鳥獣対策」です。 今回のエリアには、「熊、猿、イノシシ」の生息区城と重なりますが、この区域の野生動物は、どの様な行動変化を想定されるのでしょうか。	今後、実施する現地調査において、熊、猿、イノシシ 等の生息状況の把握に努めます。また、現時点では、 風力発電所の設置により獣害が増大したという研究 報告はありませんが、最新の知見や今後行われる国 内での事例を踏まえ、対策が必要と考えられる場合 には、影響を低減できるよう環境保全措置を検討い たします。
9.	2. 町内に気象観測設備(アメダス)が無く、高畠町、白石市のデータを参照していますが、稼動後の維持管理のために峠田地区に設置し、その設備を気象台に寄付されてはどうでしょうか。	気象観測設備の設置について、稼働後の維持管理の 観点より検討いたします。
10.	3. 風力発電機設置候補地から最も近い住宅**への影響が無いようにご配慮を願います。	現地調査や予測及び評価の結果を踏まえ、最も近い住宅からの距離にも配慮するような計画といたします。 ※:個人様のお名前でしたので、「風力発電機設置候補地から最も近い住宅」と表記を変更させていただきました。
11.	12月13日峠田公民館で開催された説明会で、鳥類現地調査時の標示をお願いしましたが、翌週にはノボリ旗を立ての調査が行われていました。早速のご対応していただきありがとうございました。	ご意見ありがとうございます。 引き続き、現地調査について、不明事項等ございま したら、お問い合わせください。
12.	近県で稼動している高さ 200m 規模の施設があれば、 教えて下さい。	公開されている情報の中でお調べいたしましたが、 近傍(宮城県・福島県・山形県)において稼働してい る高さ 200m 規模の風力発電設備はございません。

環境影響評価法」に

基づき、「(仮称)稲子峠ウィンドファーム環境影響

お

知らせ

問

い合わせ先 株式会社GF

十二月二十日(日)十時三十分~

(福島県福島市飯坂町茂庭字宮沢口九の一(茂庭出張所)

|階

〒七七四―000一

徳島県阿南市辰己町

番地三十八

四

(二四)三三七七

(担当)白井

河北新報(令和2年12月2日(水))

茂庭多目的集会所

十二月十三日(日)十三時三十分~

四、環境影響を受け三二、対象事業実施区域 六、意見書の提出 五 評価方法書」を縦覧し、 では、 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 代表を 一、事業者の名称 株式会 環境影響評価法」に基づき、「(仮称)稲子峠ウィンドファーム環境影響 にご投函くださるか、令和三年一月二十二日(金)までに問い合わせを含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地 縦 、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 対象事業の名称 覧 期時 の https://gfcorp.jp/inegowf_assessment-2/ 場 種類 間間 所 、説明会を開催致します。 宮城県庁環境生活部環境対策課、福島県庁生活 宮城県刈田郡七ヶ宿町 令和二年十二月二日(水)から 役所飯坂支所、福島市役所茂庭出張所 環境課放射線モニタリングセンター、福島市 福島市役所環境部環境課、福島市役所環境部 環境部環境共生課、七ヶ宿町役場町民ホール、 宮城県刈田郡七ヶ宿町、福島県福島市 発電設備出力:最大七万九千八百キロワッ 代表取締役 株式会社GF 令和三年一月七日(木)まで いずれも、土・日・祝日を除く開庁時 基数:最大十九基 風力発電所設置事業(陸上) (仮称)稲子峠ウィンドファー 徳島県阿南市辰己町 知 5 t 令和二年十二月二日 番地三十 Δ

福島民友新聞、福島民報(令和2年12月2日(水))

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所

| ・湯原コミュニティセンター(宮城県刈田郡七ヶ宿町字湯原七十八)

十二月十二日(土)十三時三十分~

峠田公民館(宮城県刈田郡七ヶ宿町字峠田滝の下十の

先へご郵送ください(当日消印有効)。

にご投函くださるか、令和三年一月二十二日(金)までに問い合わせからのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地電子縦覧 https://gfcorp.jp/inegowf_assessment-2/電子縦覧 一、湯原コミュニティセンター(宮城県刈田郡七ヶ宿町字湯原七十八)七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所 五 兀 評価方法書」を縦覧し 主たる事務所の所在地代表者の氏名代表の氏名代表の 、対象事業実施区域 、問い合わせ先の株式会社GF 縦 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の 先へご郵送ください(当日消印有効)。 対象事業の名称 三.茂庭多目的集会所 〒七七四—000 二・峠田公民館 (宮城県刈田郡七ヶ宿町字峠田滝の下十の一 十二月十三日(日)十三時三十分~ 十二月十二日(土)十三時三十分~ 覧 (福島県福島市飯坂町茂庭字宮沢口九の 十二月二十日(日)十時三十分~ 期時 の 場 規種 模類 四 所 間間 、説明会を開催致します。 四)三三七七 宮城県庁環境生活部環境対策課、福島県庁生活 宮城県刈田郡七ヶ宿町 発電設備出力:最大七万九千八百キロワッ 令和二年十二月二日(水)から 環境課放射線モニタリングセンター、 福島市役所環境部環境課、福島市役所環境部 宮城県刈田郡七ヶ宿町、福島県福島市 代表取締役 株式会社GF 令和三年一月七日(木)まで いずれも、土・日・祝日を除く開庁時 役所飯坂支所、福島市役所茂庭出張所 環境部環境共生課、七ヶ宿町役場町民ホール、 基数:最大十九基 風力発電所設置事業(陸上) (仮称) 稲子峠ウィンドファー 徳島県阿南市辰己町 徳島県阿南市辰己町一 (担当)白井 一(茂庭出張所 番 番地三十 地三十⁻ 範囲 |階

○インターネットによる「お知らせ」

(株式会社 GF ホームページ)

"

「(仮称)稲子峠ウィンドファーム 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

令和2年12月2日 株式会社GF

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)紹子峰ウィンドファーム環境影響評価方法書」を作成しましたので、以下の通り公表及び縦覧を行います。

(仮称)稲子峠ウィンドファーム 環境影響評価方法書

表紙·目次 🏙

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 🖺

第2章 対象事業の目的及び内容 🖔

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状况 8

3.2 社会的状况 8

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 8

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 💆

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 🚨

第7章 その他環境省令で定める事項 💆

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 5

第9章 資料編 8

方法書要約書 📙

意見書 🖥

方法書の縦覧

縦覧場所

宫城県庁行政庁舎13階 環境生活部環境対策課

七ヶ宿町役場 1階 町民ホール

福島県庁西庁舎8階 生活環境部環境共生課

福島市役所環境部 環境課

福島市役所環境部 環境課放射線モニタリングセンター

福島市役所 飯坂支所

福島市役所 茂庭出張所

縦覧期間及び時間

令和2年12月2日(水)~ 令和3年1月7日(木)まで

土・日・祝日を除く開庁時

意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦繋場所に備え付けております意見書箱へご投函くださるか、令和3年1月22日(金)までに下記の問い合わせ先へ郵送ください。 (当日消印有効)

お問合わせ先

〒774-0001 德岛県阿南市辰己町1番地38

株式会社GF

風力開発部(担当:白井)

電話:0884-24-3377 (土・日・祝日を除く、午前9時半から午後5時まで)

(宮城県のウェブサイト①)



(宮城県のウェブサイト②)





PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。 Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。(無料)



■ 環境影響評価実施状況

(福島県のウェブサイト)



(住民説明会のご案内 七ヶ宿町湯原地区)

湯原地区にお住まいのみなさまへ

(仮称)稲子峠ウィンドファームに関する事業概要 及び環境影響評価方法書の説明会開催ご案内

株式会社 GF(ジーエフ)では、宮城県刈田郡七ヶ宿町の町内に検討しております「(仮称)稲子峠ウィンドファーム」に関して、湯原地区にお住まいのみなさまに事業の概要及び環境影響評価方法書のご説明を申し上げるとともに、忌憚のないご意見を頂戴するために、下記のとおり説明会を開催いたします。

記

- 1.対 象 湯原地区にお住まいの方
- 2. 開催日時 2020年12月12日(土曜日)
- 3.時 間 13:30~14:30<13:00 受付開始>
- 4. 開催場所 湯原公民館
- 5. 開催内容 ●事業概要のご説明
 - ●環境影響評価方法書のご説明
 - ●質疑応答

<お問い合わせ>

株式会社 GF(ジーエフ)

住 所:徳島県阿南市辰己町1-38

電話番号:0884-24-3377 (担当:白井)

回覧

峠田地区にお住まいのみなさまへ

(仮称)稲子峠ウィンドファームに関する事業概要 及び環境影響評価方法書の説明会開催ご案内

株式会社 GF(ジーエフ)では、宮城県刈田郡七ヶ宿町の町内に検討しております「(仮称)稲子峠ウィンドファーム」に関して、峠田地区にお住まいのみなさまに事業の概要及び環境影響評価方法書のご説明を申し上げるとともに、忌憚のないご意見を頂戴するために、下記のとおり説明会を開催いたします。

記

- 1. 対 象 峠田地区にお住まいの方
- 2. 開催日時 2020年12月13日(日曜日)
- 3.時 間 13:30~14:30<13:00 受付開始>
- 4. 開催場所 峠田公民館
- 5. 開催内容 ●事業概要のご説明
 - ●環境影響評価方法書のご説明
 - ●質疑応答

<お問い合わせ> 株式会社 GF(ジーエフ)

住 所:徳島県阿南市辰己町1-38

電話番号:0884-24-3377 (担当:白井)

以上

茂庭地区にお住まいのみなさまへ

(仮称)稲子峠ウィンドファームに関する事業概要 及び環境影響評価方法書の説明会開催ご案内

株式会社 GF(ジーエフ)では、宮城県刈田郡七ヶ宿町の町内に検討しております「(仮称)稲子峠ウィンドファーム」に関して、茂庭地区にお住まいのみなさまに事業の概要及び環境影響評価方法書のご説明を申し上げるとともに、忌憚のないご意見を頂戴するために、下記のとおり説明会を開催いたします。

記

- 1.対 象 茂庭地区にお住まいの方
- 2. 開催日時 2020年12月20日(日曜日)
- 3.時 間 10:30~11:30<10:00 受付開始>
- 4. 開催場所 茂庭多目的集会所(茂庭出張所2階)
- 5. 開催内容 ●事業概要のご説明
 - ●環境影響評価方法書のご説明
 - ●質疑応答

<お問い合わせ>

株式会社 GF(ジーエフ)

住 所:徳島県阿南市辰己町1-38

電話番号:0884-24-3377 (担当:白井)

以上

「(仮称) 稲子峠ウィンドファーム環境影響評価方法書」

閲覧及びご意見用紙

	: 戸斤			
~` F	:名			
	<i>i</i>			
境の	保全の見地からのご意見	をお持ちの	場合は、ご記	己入願います。
	<u> </u>			2) 1,11)(1

2:この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4サイズ)の用紙をお使

い下さい。